第6章

こども施策の展開

基本目標1　こどもの権利の保障と意見の尊重

こどもの権利の保障を進めるためには、こどもが権利の主体であることを広く周知し、こどもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有していく必要があります。

様々な環境にあるこども・若者がこどもの権利について知り、それらに基づき生活の場をはじめとする様々な場で安心して意見を表明できる機会を提供します。

数値目標

指標項目	基準値	目標値
こどもの権利について知っている人の割合 （アンケート調査）	―	60.0% （令和11年度）
市内小・中学校における人権教育の実施割合	―	100.0% （令和10年度）
こどもの意見を聴取した事業数	―	2事業 （令和11年度末）

推進する施策

(1)こどもの権利に関する普及啓発

取組	取組の概要
こどもの権利の普及啓発	子どもの権利条約やこども基本法などこどもの権利に関する情報をパンフレット等様々な手法を用いてこどもや大人への広報・啓発を行います。
人権教育の推進	人権思想の普及・高揚を図るため、こどもの頃から命の大切さや相手への思いやりの心が育まれるよう、市内小・中学校において道徳の授業等を通じて人権教育を実施します。

(2)こども・若者の意見表明・参加の促進

取組	取組の概要
「北斗市子ども議会」の開催	将来を担うこどもたちが、まちづくりについて考え、行政や議会への理解を深めるとともに、こどもたちの視点による意見を発表する機会を提供するため、「北斗市子ども議会」を開催します。
こどもの意見表明・参加機会の充実	こどもが意見表明し、参加する機会を充実させ、こどもにとって住み良いまちづくりを実践します。 また、こどもの意見に対するフィードバックを行うことで、更なるこども・若者の意見表明、参画につなげます。

基本目標2　地域における子育て支援の充実

少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、こどもやその保護者を取り巻く社会情勢の変化に伴い、子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないよう、子育てを地域で支え、こどもを安心して産み育てられる環境をつくるとともに、子育てに関する相談支援体制の充実が求められています。

本市では、一時預かりや延長保育など子育て家庭の働き方に合わせた教育・保育事業を展開するとともに、子育て支援センターやこども家庭センターにおける子育て家庭の相談支援体制の強化を図ります。

数値目標

指標項目	基準値	目標値
待機児童数	0人 （令和5年度末）	0人 （令和10年度末）
北斗市保育士等新規就労奨励金制度の利用者（累計）	―	15人 （令和10年度末）
子育て支援への満足度が高い人（満足度4＋満足度5）の割合（アンケート調査）	44.1% （令和5年度）	50.0% （令和11年度）

推進する施策

（1）教育・保育サービスの充実

取組	取組の概要
幼稚園・保育所・認定こども園の充実	幼稚園、認定こども園、認可保育所等の適正な定員確保に努めるとともに、安定した教育・保育サービスの提供に努めます。
乳児保育促進事業	乳児保育の推進を図るため、乳児保育のための保育士を配置し、受入体制の確保に努めます。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を延長してこどもを預かります。
休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日にこどもを預かります。
乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）	保育所や認定こども園に通っていない0歳～2歳のこどもを対象に、保育所や幼稚園、認定こども園などで、時間単位でこどもを預かります。
一時預かり事業（一般型）	保護者が育児疲れや急病などで、一時的に育児できないとき、こどもを一日単位で保育所、認定こども園で預かります。
一時預かり事業（幼稚園型）	在園児を幼稚園や認定こども園の教育時間の終了後に引き続き預かります。
短期入所生活援助事業（ショートステイ）	保護者の病気、出産又は急な残業等により、児童を家庭で一時的に監護できない間、児童養護施設でこどもを預かります。

取組	取組の概要
夜間養護等事業 （トワイライトステイ）	保護者が就労その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となったとき、児童養護施設でこどもを預かります。
病後児保育事業	病気の回復期にある生後12か月から小学校低学年までのこどもを一時的に預かります。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が会員となり、地域で相互援助活動を行う事業としてこどもの送迎や預かりなどを実施します。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや読書、集団活動等を通じ、開設時間の中で楽しく過ごさせることを目的として、放課後児童クラブを開設します。
教育・保育の質の向上	教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園との連携強化を図ります。

（2）保育士等人材確保の推進

取組	取組の概要
北斗市保育士等人材バンク	保育士や幼稚園教諭、調理師などの資格がある方で、市内の保育所等での就労を希望される方を登録する保育士等人材バンクを推進するとともに、教育・保育施設に登録情報を提供します。 また、北斗市保育士等人材バンクに登録した対象となる方に対し、北斗市保育士等就労奨励金を交付します。
北斗市保育士等就労奨励金制度	市内の幼稚園、保育所、認定こども園において、乳幼児の保育に従事する保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労する方を対象に奨励金を支給します。

（3）子育て支援サービスの充実

取組	取組の概要
地域子育て支援事業	地域の子育て中の親子の交流を促進し、育児相談やあそびの広場、子育てサロン、育児サークル支援などを通じて、子育て中の親同士が気軽に情報交換や仲間づくりができる場を提供します。
利用者支援事業 （妊婦等包括相談支援事業）	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。
利用者支援事業 （こども家庭センター）	妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭総合支援班」を統合した「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦や子育て家庭への切れ目ないサポートを行います。
子育てに関する情報提供	子育てアプリや市ホームページの「子育て応援ナビ」や「育児・医療べんり帳」、広報誌などを通じて子育て支援に関する情報を提供します。

（4）経済的支援の充実

取組	取組の概要
不妊治療費助成	特定不妊治療に関して、治療にかかる費用から付加給付等を除いた自己負担分を全額助成します。 また、一般不妊治療は治療にかかる費用から付加給付等を除いた自己負担分を対象に、1年度あたり10万円を上限として助成します。 さらに、令和6年度からは先進医療への助成も実施しています。
不育症治療費助成	北海道の不育症治療費助成に加え、通算4回を上限に1回につき5万円の上乗せ助成を行います。
出産・子育て応援給付金	出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用時の負担を軽減するため、伴走型相談支援の面談実施後に、出産・子育て応援給付金を支給します。
妊婦健康診査費用の助成	母親が安心して出産できるよう、妊娠期間中の健康診査の費用を助成します。
産婦健康診査費用の助成	出産後の母親の心と体の不調を予防するため、産後の健康診査の費用を助成します。
新生児聴覚検査費用の助成	新生児聴覚検査の検査費に対し上限3,000円の範囲内で助成します。
歯科検診・フッ素塗布費用の助成	1歳半から4歳のこどもの歯科検診及びフッ素塗布の費用を無償化します。
子ども医療費助成	満18歳に達する日以後最初の3月31日までのこどもを対象に、健康保険が適用される医療費の助成を行います。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の母又は父とそのこどもを対象に、健康保険が適用される医療費の助成を行います。
保育料の軽減	保育所や認定こども園等を利用する方の利用負担金を国の基準より引き下げます。
学校給食費の軽減	北斗市に住所を有し、北斗市立小学校及び中学校に在籍する第2子以降のこどもの給食費を無償化します。
どさんこ・子育て特典制度	妊娠中の方もしくは小学生までのこどもがいる世帯が、こどもと同伴で買い物や施設などを利用する際に、特典カードを提示することで、協賛店舗から様々なサービスを受けられるどさんこ・子育て特典制度（北海道の事業）の周知及び利用促進を図ります。
北斗市通学定期券購入費補助金交付制度	道南いさりび鉄道、函館バス及びJR北海道の通学定期券購入費の一部を補助します。
北斗市小中学生対外競技等参加経費補助	北斗市に住所を有する小中学生が対外競技等において、全国又は全道大会に出場する場合に経費の一部を補助します。
北斗市奨学金制度	高等学校や大学等に進学する場合に学資の貸付を行います。 また、奨学金の貸付を受けた人のうち一定の条件を満たす場合には奨学金の償還を補助します。

（5）子育てと仕事の両立支援

取組	取組の概要
仕事と子育ての両立に関する法令の広報・啓発	関係機関と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の周知を図ります。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。
北斗市育児休業取得支援事業補助金	仕事と子育てを両立できる職場環境の創出と、出産・育児に伴う離職を防ぐことを目的として、国の両立支援等助成金に北斗市が上乗せして補助金を支給します。

基本目標3　安心してこどもを産み育てられる環境づくり

こどもとのこれからの生活に希望をもち安心して妊娠・出産を迎えられるように、母子健康手帳をきっかけに、情報提供、健診の受診奨励を促進します。

また、妊娠期の不安の軽減、出産準備の支援、相談等に対応し、妊娠期の健康管理を支援します。

併せて、保護者とこどもが健康に過ごすため、食育や思春期の保健対策を推進します。

数値目標

指標項目	基準値	目標値
乳幼児健康診査受診率（4か月児）	98.9% （令和5年度）	100.0% （令和10年度）
子育てに関する相談先がないと回答した人の割合 （アンケート調査）	11.2% （令和5年度）	10.0% （令和11年度）
産後ケア事業実施機関の維持と拡充	6機関 （令和5年度末）	7機関 （令和10年度末）

推進する施策

(1)こどもと母親の健康の確保

取組	取組の概要
不妊治療治療費助成 （再掲）	特定不妊治療に関して、治療にかかる費用から付加給付等を除いた自己負担分を全額助成します。 また、一般不妊治療は治療にかかる費用から付加給付等を除いた自己負担分を対象に、1年度あたり10万円を上限として助成します。
不育症治療費助成 （再掲）	北海道の不育症治療費助成に加え、通算4回を上限に1回につき5万円の上乗せ助成を行います。
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付し、母子の健康管理を推進します。
妊婦健康診査費用の助成（再掲）	母親が安心して出産できるよう、妊娠期間中の健康診査の費用を助成します。
産婦健康診査費用の助成（再掲）	出産後の母親の心と体の不調を予防するため、産後の健康診査の費用を助成します。
妊娠・出産に関する相談	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで、保健師が電話又は来所にて相談を受け付けます。
伴走型相談支援	出産・子育てに必要な切れ目ない支援につなぐための面談や継続的な情報発信等を通じて、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなげます。

取組	取組の概要
乳幼児健康診査	4か月児から3歳児（4か月児、10か月児、1歳8か月児・3歳児）を対象に乳幼児健診を実施するとともに、育児相談や栄養相談、歯科診察、歯科相談などを行います。 また、心身・運動・言語の発達確認と養育者に対して育児相談や育児不安の解消に向けて個々の状況に応じた支援に努めます。
赤ちゃん相談	生後2か月児を対象に、身長や体重の測定、発達、離乳食のすすめ方など、気になることを相談できる場を提供します。
産後ケア事業	産後において支援を必要とする母子に対して、助産師等がサポートを行います。
産前産後支援ヘルパー派遣事業	妊娠中又は産後6か月以内で、母親が体調不良などのため、家事や育児の支援を必要とするご家庭に対して、市と契約した事業者からヘルパーを派遣します。
妊産婦訪問事業	安定期の妊婦の方を対象に保健師が訪問し、妊娠、出産、育児に関する個別の相談に応じます。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	母子保健推進員や保健師等が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育、発達などの子育て相談や保健事業の情報提供などを行います。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
安産教室	助産師による講話やマタニティヨガなどを行います。
両親学級・栄養教室	管理栄養士による講話や調乳体験、妊婦体験など母親・父親を対象として実技を含めた教室を行います。
離乳食教室 （もぐもぐ教室）	こどもが離乳食初・中期を迎える保護者の方を対象に離乳食教室を開催します。
健康づくり教室	母と子のトリム教室や幼児体力づくり教室などの事業を行います。
歯科検診・フッ素塗布費用の助成（再掲）	こどもの歯科検診及びフッ素塗布の費用を無償化します。
予防接種	感染症の発症及び重症化を予防するため、各種予防接種を実施します。 また、接種率向上と子育て世帯の負担軽減のため、定期予防接種の無料化を継続します。
ガイドブック「目でみる救急箱」	こどもによくある症状における応急処置のポイントや、時間外でもすぐに受診した方が良いときのポイントをガイドブックにまとめた「目でみる救急箱」を発行します。
北斗子育てサポーターアプリ（母子モ）	お子さんの予防接種や検診のお知らせ機能など、子育て情報をリアルタイムで配信するアプリを提供します。

（2）食育の推進

取組	取組の概要
食育の普及啓発	幼児期から正しい食生活習慣を身に付け、食を通じた豊かな人間性の形成や家庭づくりによる心身の健全育成を図るため、新生児訪問や乳幼児健康診断など様々な機会を通じて栄養や食生活に関する健康教育や相談支援を実施します。
離乳食教室 （もぐもぐ教室） （再掲）	こどもが離乳食初・中期を迎える保護者の方を対象に離乳食教室を開催します。
学校における食育の推進	サケ稚魚の放流や田植え、野菜栽培などの体験学習などの機会を提供し、地域産業や食料についての理解を深めるとともに、地場産品を活用した特色ある学校給食の提供に努めます。

（3）思春期保健対策の推進

取組	取組の概要
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	学校教育において、児童生徒の心身の発達段階に応じて、健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する指導を実施します。
性教育の実施	学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理学的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を実施します。
思春期保健におけるネットワークの推進	学校やPTA、関係機関による性や薬物等に関する学習会やネットワークづくりを目的とした会議を開催し、思春期保健の理解を進めるとともに、相談支援体制を整えるためのネットワークづくりを推進します。
思春期の相談体制づくりの推進	身体や心、性に関する不安、悩み等に対する相談体制づくりを図り、思春期におけるこどもの支援に努めます。

基本目標４　生きる力を育む教育とこども・若者の健全育成の推進

こどもの生きる力を育む教育の推進、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校の連携強化による、切れ目のない支援の推進、保護者や地域住民の協力による地域に開かれた学校づくりを目指した取組を行います。

また、学校以外の場での安心安全なこどもの活動の幅を広げ、スポーツ、文化、芸術など多様な学びの推進及び機会の提供に向けた環境整備に努めます。

数値目標

指標項目	基準値	目標値
授業・行事、研究会・研修等の小学校とのこども及び教職員の交流活動を実施している幼稚園・保育所・認定こども園の数	11施設 （令和5年度末）	11施設 （令和10年度末）

推進する施策

(1)次代の親の育成に向けた教育の推進

取組	取組の概要
年齢や世代を超えた交流の促進	保育所や幼稚園において、年齢や世代を超えた交流を促進し、ふれあいを通しての社会性の醸成を図ります。 また、中学生・高校生のインターンシップ（就業体験、職場体験）による社会人との交流を通して、働くことの大切さの育成に努めます。
思春期教室	市内の学校において妊婦疑似体験や赤ちゃんふれあい体験を行い、乳児とその親との交流を通して、生命の尊さ、親になることの喜びを感じる教育を推進します。
ほくと親子ふれあいブックスタート事業	4か月児健診に来所した赤ちゃんと保護者を対象に本の読み聞かせをして絵本をお渡しし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくります。
両親学級・栄養教室（再掲）	管理栄養士による講話や調乳体験、妊婦体験など母親・父親を対象として実技を含めた教室を行います。

(2)学校等におけるこどもの生きる力の育成

取組	取組の概要
きめ細やかな指導の推進	一定学年以上の36人学級には、1学年に1名の補助教員を配置し、きめ細やかな学習指導を行います。 また、小中学校での日常生活や学習に教育的支援が必要な児童生徒を学校内で支援する学習支援員を配置します。
小規模校による特色ある教育の推進	特認校制度を活用し、小規模校ならではの少人数による地域の特性を活かした教育活動を推進します。

取組	取組の概要
こどもへの切れ目のない支援	授業・行事、研究会・研修等の小学校とのこども及び教職員の交流活動を実施し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校との連携強化を図ります。
学ぶ環境づくりの推進	今後も計画的な施設整備や安全点検、教材備品等の更新を行うほか、新しい時代に対応したICT環境の充実を図ります。
国際理解の推進	外国語指導助手の配置による、英語教育を通じての国際理解を図ります。

（3）家庭や地域における教育力の向上

取組	取組の概要
コミュニティスクールの推進	地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会を開催し、学校と地域との連携による特色ある学校づくりと開かれた学校運営の推進を図ります。
PTA活動の推進	PTA活動を通して、保護者相互の交流や親睦を図り、研修会等で自らを高め、児童生徒の健全育成と安全確保の推進を図ります。
子ども会や町内会育成部活動の推進	こども同士の活動や地域の大人との世代間交流など、様々な活動や体験を通して、こどもと地域が相互の理解を深めながら、互いに成長し合えるよう、子ども会や町内会育成部活動の充実を図ります。
読み聞かせによる親子の絆の醸成	絵本の読み聞かせを通じて、小さな頃から本を読むことの楽しさを感じてもらい、また、親子の絆を深めてもらえるよう、読み聞かせ事業の推進を図ります。

（4）こども・若者の健全育成の推進

取組	取組の概要
スポーツ活動の推進	各種のスポーツ教室やスポーツ大会、スポーツ少年団活動に関わる指導者の交流等を推進するとともに、スポーツ活動を通して児童の体力の向上と心身の健全な育成に努めます。
北斗市小中学生対外競技等参加経費補助（再掲）	北斗市に住所を有する小中学生が対外競技等において、全国又は全道大会に出場する場合に経費の一部を補助します。
文化、芸術活動の推進	学校内外においてこどもたちの余暇の時間で、地域の文化団体・サークル等の方々と文化や芸術活動などの体験型の活動の環境整備に努めます。
「読書の通帳」の発行	図書館で借りた本の履歴を印字することができる「読書の通帳」を発行し、読書活動の促進を図ります。
地域における健全育成の推進	こどもが伸び伸びと過ごすことができるよう、地域行事やイベントへの参加・体験ができる環境づくりを、町内会などと連携・協力し、児童の健全育成に努めます。
子どもチャレンジ講座	こどもたちの余暇の時間を有効活用するために、地域の文化団体・サークルと連携し、こどもたちに様々な文化・体験活動の場を提供します。

取組	取組の概要
ほくほく講座	こどもたちに様々な文化・芸術体験活動の場を提供するため、大野ぎおんばやし・ニュースポーツなど地域の文化団体・サークルと連携を図りながら、よりニーズに合った多種多様な講座を企画します。
イングリッシュキャンプ	外国人（ALTや留学生）とオールイングリッシュによる生活体験や地域交流事業を通じ、「生きた英語」に親しみ・学ぶ機会をつくります。
きっずアドベンチャー	年齢が異なるこどもたちが集まり、北斗市の恵まれた自然の中で様々な体験活動を通じ、たくましい青少年の育成を図ります。
ほくと学ジュニア検定	北斗市を担うこどもたちが、市の歴史や文化・自然環境などへの興味を高め、より一層の郷土愛を育むよう、市で作成した小学校社会科副読本を主に活用した「ほくと学ジュニア検定」を実施しています。
情報モラル教育の充実	スマートフォンやタブレット等情報機器の正しい利用法について理解し、こどもたちが有害情報等に巻き込まれることのないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。
指導活動の推進	青少年の非行を未然に防止するため、北斗市青少年指導員などの関係機関と連携し、街頭などでの指導活動を推進します。
適応指導教室の推進	不登校の児童生徒に対して、学校生活や社会生活に適応して生きる力を身に付けさせるため、適応指導教室における指導を推進します。
放課後児童クラブ （再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや読書、集団活動等を通じ、開設時間の中で楽しく過ごさせることを目的として、放課後児童クラブを開設します。

基本目標５　安全で快適な生活環境の整備

こどもやこども連れでの行動に心理的な負担や不安などが生じないよう、親子が安全に安心して伸び伸びと自由に行動できる生活環境の整備を推進します。

さらに、こどもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、こどもの一人歩きに不安を感じなくても済む、まちづくりに取り組みます。

数値目標

指標項目	基準値	目標値
遊具の安全点検実施率	100.0% （令和6年度）	100.0% （令和11年度）

推進する施策

(1)住み心地の良い住環境の確保

取組	取組の概要
市営住宅の整備	北斗市市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な整備及び維持管理を推進します。
北斗市空き家バンク	北斗市内の空き家の賃貸・売買情報を、空き家の利用を希望する方に紹介します。
北斗市空き家バンク利活用事業補助金	北斗市空き家バンクに登録された物件を、居住目的で購入又は賃借された方に対し、空き家の改修費などを助成します。

(2)こどもの居場所の確保

取組	取組の概要
公園の整備・維持管理	こどもたちが身近で自然に親しむことができる、地域の特色をもった公園の整備・維持管理を推進します。 また、こどもたちが安全に遊ぶことができるよう、老朽化した遊具の安全点検と更新を実施します。
放課後児童クラブ （再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや読書、集団活動等を通じ、開設時間の中で楽しく過ごさせることを目的として、放課後児童クラブを開設します。

（3）交通安全対策の推進

取組	取組の概要
通学路の交通安全対策	北斗市通学路交通安全対策プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ります。 また、北斗市町会連合会などの主催による「通学路の安全を進める大会」の開催を支援し、通学路の安全対策を推進します。
こどもの交通事故防止対策の推進	北斗市交通安全推進委員会の活動を通じて、チャイルドシート着用の指導、交通安全教室等を実施します。
交通安全対策の充実	こどもたちを交通事故から守るため、関係機関・団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

（4）防犯対策の推進

取組	取組の概要
不審者対策の推進	警察等関係機関との連携により、不審者情報を公表します。また、「こども110番の家」「防犯ステーション」の周知等により、こどもの安全確保に努めます。
地域と一体となったこどもの見守り活動	町内会の協力により、こどもの登下校時の見守り活動や防犯研修会、防犯パトロール等を実施します。
防犯カメラの設置	通学路等における犯罪の抑止を目的として、公共施設の屋外に防犯カメラを設置し運用します。
防犯灯・街灯の整備促進	町内会等に対し、防犯灯、街灯の整備や電気料に対する助成を行い、夜間等の外出の安全確保を図ります。

基本目標６　支援を必要とするこども・若者や家庭の支援

障がいのあるこどもや、虐待等によりケアを必要とするこども等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携により、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、こどもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、教育・保育等に携わる者の専門性の向上や関係機関との連携で、各施策を総合的に推進します。

数値目標

指標項目	基準値	目標値
児童虐待件数	69件 （令和5年度）	50件 （令和10年度）
児童発達支援センター数	1箇所 （令和5年度末）	1箇所 （令和11年度末）
ヤングケアラー実態把握のためのアンケート調査	1回 （令和5年度）	1回 （令和10年度）

推進する施策

(1)児童虐待防止対策の推進

取組	取組の概要
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） （再掲）	母子保健推進員や保健師等が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育、発達などの子育て相談や保健事業の情報提供などを行います。
子育て世帯訪問支援事業 （再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
利用者支援事業（こども家庭センター） （再掲）	妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭総合支援班」を統合した「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦や子育て家庭への切れ目ないサポートを行います。
児童虐待の早期発見	民生委員・児童委員をはじめとした地域の関係機関等と連携して、児童虐待の早期発見に努めます。
児童虐待防止対策の充実	北斗市要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、被虐待児やその家庭に対して継続的な援助・支援を行います。

（2）ひとり親家庭等への支援

取組	取組の概要
ひとり親家庭やDV被害者の相談・支援	母子又は父子家庭やDV被害者に対して母子・父子自立支援員・児童家庭相談員による相談を行い、必要な支援を行います。
遺児手当・遺児育英資金	病気や事故で生計の中心者が亡くなった家庭に対して遺児手当・遺児育英資金を支給します。
ひとり親家庭等医療費助成　（再掲）	ひとり親家庭の母又は父とそのこどもを対象に、健康保険が適用される医療費の助成を行います。
母子・父子・寡婦福祉資金	ひとり親家庭に対する生活資金や修学資金などの貸付を行います。
児童扶養手当	ひとり親家庭に対して児童扶養手当を支給します。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父の就労に効果的な資格取得にかかる受講料等の一部を助成します。
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が看護師等の高度な技能を取得する場合に助成します。
北斗市奨学金制度（再掲）	高等学校や大学等に進学する場合に学資の貸付を行います。 また、奨学金の貸付を受けた人のうち一定の条件を満たす場合には奨学金の償還を免除します。

（3）障がい児支援の推進

取組	取組の概要
発育や発達の遅れの早期発見	発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査の一層の充実を図るなど、母子保健活動に努めます。 また、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問指導を行い、発達の遅れや障がいのある乳幼児に対しては、早期療育への円滑な移行を図ります。
障がい児福祉サービスの提供	障害児相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービスなど障がいのあるこどもを支援するためのサービスの充実を図ります。
障がい児の教育・保育施設での受入促進	保育所等及び放課後児童クラブにおける障がい児の受入促進を図ります。
特別支援教育の推進	小・中学校の特別支援学級、通級指導教室において、障がいのあるこどもの個々の状態や特性に合わせた教育を推進します。 また、特別支援教育コーディネーターと連携し、障がいのあるこどもへの適切な支援を行うよう努めます。
障がいの特性に配慮した教育の充実	障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、医療機関等との密接な連携を図るとともに、教育研修の充実を図り、専門性の高い教員の配置に努めます。
自立支援協議会の推進	北斗市、函館市、七飯町の2市1町で設置した函館地域障害者自立支援協議会を通じて、障がい児支援の充実を図ります。
児童発達支援センター	関係機関の協力により児童発達支援センターを運営し、療育を必要とするこどもへの支援を行う場を提供します。

取組	取組の概要
発達障がい児支援の推進	地域の支援拠点として、北海道発達障害者支援センターを活用し、発達障がいのある児童や家庭に対する総合的な支援を推進します。 また、保護者が発達障がいについて相談しやすい体制や情報提供に努めます。
障害児福祉手当	一定の要件を満たした重度の障がいのあるこどもに、障害児福祉手当を支給します。
特別児童扶養手当	一定の要件を満たした障がいのあるこどもの親又は養育者に特別児童扶養手当を支給します。
重度心身障がい者医療費制度	一定の要件を満たした障がいのあるこどもに医療費の助成を行います。

（4）困難な状況に置かれた若者への支援

ニートやひきこもりをはじめとする困難な状況に置かれた若者やその家族が気軽に相談できる場や人とのつながりをもてる場を提供するなど、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。

取組	取組の概要
北斗市生活相談支援センター	生活全般にわたる困りごと（暮らしや住まい、仕事、ひきこもり等）の相談窓口として北斗市生活相談支援センターを北斗市社会福祉協議会内に設置し、自立相談支援や就労準備支援などを実施します。
こころの健康に関する相談窓口	渡島保健所が実施しているこころの健康相談窓口や北海道いのちの電話など、支援を必要としている若者に相談窓口の周知を行います。
就労への支援	市役所庁内に無料職業紹介所及び求人情報を提供するとともに、はこだて若者サポートステーションやハローワークはこだてとの連携を通じて、就労場所を求める若者への支援を行います。
北斗市奨学金制度（再掲）	高等学校や大学等に進学する場合に学資の貸付を行います。 また、奨学金の貸付を受けた人のうち一定の条件を満たす場合には奨学金の償還を免除します。

（5）重層的支援体制整備事業の推進

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法であり、令和3年4月の社会福祉法改正により位置付けられた市町村が取り組む任意事業です。本計画の中でも、重層的支援体制の整備等の視点を保ちながら関連事業を位置付け、こども・子育て支援サービス等との効果的な連動を図ることで、北斗市全体の福祉の向上を目指します。

取組	取組の概要
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制」を構築し、推進していきます。